

## 不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	経済部 農林水産課 管理係
不利益処分名	徳島市立食肉センターへの入場の制限等
根 拠 法 令	徳島市立食肉センター条例
根 拠 条 項	第43条第3項
連 絡 先	食肉センター(電話 632-0321)
処 分 基 準	<p>第43条 食肉センターへ入場する者は、食肉センターの業務又は食肉センター内における他人の業務を妨害し、その他食肉センター内の秩序を乱す行為を行ってはならない。</p> <p>2 食肉センターへ入場する者は、食肉センターの清潔な環境の保持に努めなければならない。</p> <p>3 指定管理者は、食肉センターの秩序の保持又は清潔な環境の保持を図るため必要があると認めるときは、食肉センターへ入場する者に対し、適当な措置又は入場の制限をすることができる。</p>
	参 考 事 項
	設 定 等 年 月 日